2024 年第 4 回県議会定例会反対討論(2024 年 12 月 20 日)

私は、日本共産党県議として、本議会に提案された常任委員会付託分の議案 19 件と、専 決処分 2 件、ならびに特別委員会付託分 3 件と、人事同意議案 1 件の計 25 件、さらに、本 日追加提案された議案 1 件のうち、「反対」する議案 2 件についてと、請願・陳情の委員会 審査結果に反対するもののうち、主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、常任委員会付託分の<mark>議案第 105 号「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例制定の件」</mark>についてです。

この議案は、令和6年10月8日付の鹿児島県人事委員会の勧告等に鑑み、職員の給与を 改正するための条例を制定するものです。

その内容は、本県職員と企業規模 50 人以上の県内民間企業 609 事業所のうちの 121 事業所を対象に調査した結果に基づいて、①行政職およびそれ以外の給与表の改定、②期末手当・勤勉手当の年間支給月額の引き上げ、③医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の引き上げを行うものです。

具体的には、月例給については、県職員給与が県内民間給与を 11,172 円 (3.15%) 下回っていることを踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて、月額 11,154 円 (3.15%) の改定を、令和6年4月に遡って行うもので、月例給の改定額が1万円を超えるのは、平成3年以来33年ぶりとなります。加えて、期末手当・勤勉手当についても、民間事業所の支給割合を踏まえ、年間で0.1カ月引き上げ、4.60カ月とするものです。これにより、職員の年間平均給与は22万1千円 (3.79%) 引き上がることとなります。さらに、会計年度任用職員についても、基本的には職員と同様の給与改定となるとのことであり、これらの点については評価するものです。

しかしながら、本県職員と国家公務員との給与水準を比較するラスパイレス指数を見ると、令和5年は96.2と前年より0.1ポイント低下し、前年のワースト4位から、とうとう鳥取県と並んで全国最低となってしまいました。このことは、本県職員の給与が全国最低クラスであることを意味しており、大きな問題であると言わざるを得ません。

塩田知事は、県政のトップとして、日ごろから献身的に働いている県職員の生活向上と、モチベーションの維持を最優先に考え、県職員のひとり一人が、最高のパフォーマンスを発揮できるよう、給与をはじめとする「働く環境の改善」を図ることは、知事としての最も大切な仕事の一つであることを十分に認識すべきと考えます。

したがって、知事におかれては、一刻も早く全ての県職員の賃金を引き上げ、少なくとも本県のラスパイレス指数を都道府県の平均水準にもっていく努力を、来年度の課題として取り組んでいただきたいと切に願います。

一方、今回もまた、特別職の期末手当の支給割合の改定が含まれていますが、これについては必要ないと考えます。

特別職においては、期末手当を 0.05 カ月引き上げるとしていますが、役職加算も含めたその原資は、知事が 74,400 円、副知事および議長の 3 名の合計が 174,600 円、副議長が 52,200 円、議長及び副議長を除く議員 49 名の合計が 2,293,200 円で、知事をはじめとする特別職の総額で 2,594,400 円となります。

特別職の期末手当の引き上げについては、人事院勧告において具体的に触れられていな

いことから、必ずしも職員と同じように引き上げる必要はなく、むしろその原資を一般職員や会計年度任用職員の給与引き上げに充てるべきと考えます。

今年度においても、物価高、燃油高騰、台風や豪雨などの自然災害などによって、多くの県民が生活に困窮している現状を真摯に受け止める意味からも、特別職の期末手当の引き上げは、今回も自粛すべきと考えます。

したがって、これらの理由から、<mark>議案第 105 号「鹿児島県職員の給与に関する条例等の</mark> <mark>一部を改正する条例制定の件」</mark>については、反対を表明します。

次に、<mark>議案第 109 号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」</mark>につい てです。

本議会に提案された手数料の改定に伴う議案のうち、県警察交通企画課・免許管理課・免許試験課から提案された、道路交通法に基づく手数料の徴収について、運転免許に関する事務及び講習手数料について改正しようとすることについては問題があると考えます。

今回、改正を行う内容は、①運転免許情報及び運転経歴情報の個人番号への記録に係る 手数料の新設、②オンラインによる更新時講習に係る手数料の新設、③運転免許に係る手 数料の改正で、いずれもマイナカードの導入に係る新たな手数料を設定するものです。

これまで運転免許証の確認などは、従来の免許証のみで運用されてきましたが、マイナンバーカードの導入により、新たな運転免許証の取得形態に、①従来の免許証のみ取得する場合、②マイナカードのみ取得する場合、③両方を取得する場合の3つのケースが発生することとなります。そして、それぞれのケースによって料金設定が変わるというものです。具体的に、「従来の免許証のみ取得する場合」は、これまでの料金と変わりませんが、「マイナカードのみ取得する場合」は、従来の免許証発行の必要がないので、手数料が安く設定されます。

- 一方、「両方を取得する場合」は、マイナカードへの情報書き込み料などが発生するため、新たな手数料が発生するとのことです。しかし、今回の提案は、次の点において問題だと考えます。
 - 一つは、マイナカードの書き込み手数料などを徴収することです。
- これまでマイナカードの発行にあたっては、無料であったはずであり、従来の免許証と両方取得することによって、手数料が発生することは問題であると考えます。これまで政府は、マイナカードを普及させるために、ポイントまで付与してきた経過をたどれば、

「情報書き込みのための手数料」という名目で手数料徴収を行うことは、ルール違反に当たるのではないかと考えます。

二つ目は、施行期日を令和7年、すなわち来年の3月24日からとしていますが、マイナ保険証の例を見ても明らかなように、マイナカードの運用については、様々なトラブルが発生しており、マイナ免許証の運用においても多くの、そして深刻なトラブルが発生しないか非常に危惧されます。例えば、これまで免許証は本人確認のツールとしても使用されてきたことから、マイナ免許証の偽造対策は万全なのか、あるいは他人に使用された場合の対策は講じられているかなど、マイナ保険証と同様、あるいはそれ以上に、重大な被害が発生する危険性が払拭できません。ゆえに、導入にあたっては、十分な準備期間を設けるべきと考えます。

したがって、少なくともこれら2点の問題点を含む運転免許に関する事務及び講習手数

料に関する今回の条例改正については、反対を表明します。

続いて、環境厚生委員会に付託された「(仮称) かごしま郡山風力発電事業」に係る<mark>陳</mark>情第5022号、第5023号、第5024号について、委員会の審査結果は「継続審査」ですが、「採択」すべきことを主張いたします。

これらの陳情は、当該風力発電事業の立地周辺の住民から寄せられた陳情であり、住民の健康被害や災害の懸念、景観を含めた自然環境の保全の観点から、事業者に対し、知事意見を尊重し、それに則った対応を行うとともに、地域住民の意見や疑問に対して真摯に受け止め、住民の納得を得るための説明会を開催するよう、県として事業者に求めることを主とする陳情です。

県は、本年 11 月 29 日付で、「当該事業の環境影響評価書(案)に対する見解」とする 文書を事業者に提出しました。その内容は、風力発電設備等の配置等が、予定地点から 1 km 未満の範囲に 51 軒もの住居が存在していることや、景観ガイドラインに定める「事業 者が遵守すべき基準」の適合を判断するための協議書の提出を促すことなど、全部で 7 項 目に渡るものです。事業者は、この県の要請に基づく対応を早急に行うとともに、少なく とも、このことを含めた内容の住民説明会を開催することは、住民の不安を可能な限り軽 減させ、理解と納得を得ることにつながることから、早急に行うべきと考えます。

さらに、今回の陳情で胸を打つのは、評価書(案)において、本来 1 km 以上離さなければならない風力発電施設から、わずか 600~700m の位置に住居があることに加え、お子様が心疾患を患っておられることから、「このまま着工されれば、長男の命の危機です。」と訴えられていることです。当然われわれは、子どもの命を守るためにも、陳情者の思いを最大限尊重し、人道的立場から計画変更を行うことは至極当然のことと考えます。

加えて、昔から大切にされてきた故郷の景観や、クマタカなどの絶滅が危惧されている希少生物は、一度失ってしまったら、もう元には戻せません。この貴重な景観や生き物を私たちの世代で失うことなく、次の世代に確実に継承していくことは、今を生きる私たちの青務と考えます。

このような大きな問題を孕む、「(仮称) かごしま郡山風力発電事業」については、事業者に対して、改めて陳情者の声を真摯に受け止めるよう求めることは非常に重要であり、 県においては、その立場で、最大限の努力を求めるものです。

したがって、これらの理由から、<mark>陳情第 5022 号</mark>、<mark>第 5023 号</mark>、<mark>第 5024 号</mark>については「採択」すべきことを主張いたします。

最後に、第3回定例会において、議会運営委員会に付託され「継続審査」とされた、陳情第6003号~陳情第6024号の「県議会に百条委員会を設置して真相究明を求める陳情」について、委員会の審査結果は、引き続き「継続審査」ですが、「採択」すべきことを主張いたします。

この間繰り返し述べていますが、これまで委員外議員も参加する警察委員会での審査や、 閉会中審査において集中的に審議してきましたが、毎回のように新たな事実や疑惑が浮か び上がってくるなど、県警察本部の幹部職員の隠蔽疑惑は深まるばかりです。

そして、本議会での警察委員会において、去る 12 月 16 日に開かれた「参考人招致」に おいては、招致された3名の参考人に対して、重要な非違事案等について「疑惑の背景に はどのような問題があったのか」など、相当な時間を割いて審議が行われました。これにより、枕崎警察署の盗撮事案や霧島警察署のクリーニング店のストーカー疑い事案、刑事企画課だよりへの不適切な内容の掲載問題などについて、新たな事実が浮かび上がるなど、参考人からの意見聴取の意義は確実にあったと認識する反面、具体的回答を拒まれる場面も見受けられたことから、委員会での審査に限界を感じたことも事実です。今後も、今回のような委員会での審査を継続するならば、相当な時間を要するのは明らかであり、問題の核心部分に到達することは困難だと考えます。

したがって、一刻も早く県民が求める「県警本部の隠蔽疑惑を含めた真相究明」を実行に移すためには、県議会として強い調査権を持った百条委員会の設置は何よりも重要と考えます。

したがって、県議会として、これらの陳情の趣旨を真正面から受け止め、直ちに百条委員会を設置し、県警幹部の隠蔽疑惑につながる審査を、早急に開始することが求められていると考えることから、陳情第6003号~陳情第6024号について、「採択」すべきことを主張いたします。

以上、議案2件および陳情25件について反対意見を述べ、討論を終わります。